地方公共団体における検証の基本的考え方について

1　実施主体

○ 都道府県（指定都市・児童相談所設置市を含む。）が実施。関係する市町村は当該検証作業に参加・協力。

2　検証組織

○ 都道府県児童福祉審議会の下に部会等を設置。

3　検証委員の構成

○ 検証委員は外部の者で構成。また、会議の開催に当たっては、必要に応じて、教育委員会や警察の関係者の参加を求める。

4　検証対象の範囲

○ 検証の対象は、都道府県又は市町村が関与していた虐待による死亡事例（心中を含む）全て。ただし、死亡に至らない事例や関係機関の関与がない事例（車中放置、新生児遺棄致死等）であっても検証が必要と認められる事例については、あわせて対象に。

5　検証方法

○ 検証組織は、事実関係を明らかにするとともに発生原因の分析等を実施。また、調査結果に基づき、体制面の課題、運営面の課題等を明らかにし、再発防止のために必要な施策の見直しを検討。